

平成24年2月27日

於：三番町共用会議所2階「大会議室」

水産政策審議会 第40回企画部会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第40回企画部会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成24年 2月27日 9時30分

閉会 平成24年 2月27日 11時46分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	木場 弘子	武田 三花	寺島 英弥	長屋 信博
	馬場 治	原 一郎	山下 東子	
特別委員	安部 敏男	角 好美	須能 邦雄	高橋 健二
	濱田 武士	安成 椰子	渡邊 朝生	

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長	柄澤漁政部長	木實谷増殖推進部長	新井企画課長
山口加工流通課長	丹羽管理課長	長谷漁業調整課長	
武井研究指導課長	内海漁場資源課長	前栽培養殖課長	
宇賀神計画課長	本田防災漁村課長	保科水産業体質強化推進室長	

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事	2
(審議事項)			
(1)	次期水産基本計画の検討について	3
	・水産基本計画(素案)について	3
(2)	平成23年度水産白書について	23
(その他)		40
3. 閉	会	41

○企画課長 皆さん、おはようございます。済みません、今日はマイクの関係がござい
ますので、座って御説明させていただきたいと思います。

月曜日の朝、非常に早い時間から、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
遅れていらっしゃる委員の方がいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、ただ
いまから「水産政策審議会第40回企画部会」を開催いたしたいと思います。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます水産庁規格課の新井でございます。よろ
しくお願いいたします。

遅れていらっしゃる方が2名いらっしゃいますけれども、お見えになるということでご
ざいますので、初めに、本日の委員の方々の出席状況について御報告をさせていただき
たいと思います。

水産政策審議会令によりまして、総会及び企画部会の定数は過半数とされております。
本日は企画部会委員8名中7名が出席ということで定足数を満たしております、本日の
企画部会は成立しております。

また、企画部会の特別委員は10名中8名の方が御出席されております。本日は、来生
委員、野崎特別委員、馬場特別委員が御欠席でございまして、2名の方は遅れていらっ
しやるという状況でございます。

本会議は公開とされておまして、傍聴者の方もお見えになっております。また、議事
録につきましては、すべて公開することになっておりますので、よろしくお願いいたしま
す。

それでは、開会に当たりまして、水産庁次長の宮原からごあいさつを申し上げます。

○水産庁次長 おはようございます。水産庁の宮原でございます。開会に当たりましてご
あいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありが
うございます。

本日は、2つ、大きな案件がございます。1つは、水産基本計画でございます。皆様方
の御意見を反映いたしまして、いよいよ素案をとりまとめてまいりましたので、どうかよ
ろしくお願いいたします。

また、2つ目の案件でございますが、水産白書につきまして、11月に御了承いただい
た構成案に従ってつくってまいりました。

この2つの案件、特に基本計画につきましては、本日が御討議いただく最後の機会でご

ございます。どうか忌憚のない御意見をいただきたいと思ひます。

甚だ簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございます。

○企画課長 ありがとうございます。

本企画部会では、委員の方々の間の積極的な御議論を進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事に先立ちまして、早速ではございますけれども、配付資料の確認をさせていただきますたいと思ひます。お手元の封筒に資料を入れさせていただきますたいと思ひます。

1枚目が議事次第でございます、本日の審議事項は、次期水産基本計画と、平成23年度水産白書でございます。

次に、企画部会、特別委員の方々の名簿。

それから、資料一覧ということで、資料1はA3縦横でございます。

資料2が「水産基本計画（素案）」でございます。ここまでの水産基本計画関係でございます。

それから、水産白書につきましては、資料3-1、3-2、3-3、それから、参考資料ということで本年の予算の概算決定。

それから、資料4ということで「今後のスケジュール」を配付させていただきますたいと思ひます。よろしゅうございませうか。

それから、委員、特別委員の皆様方のお席には、参考資料として、紙ファイルにこれまでの企画部会の検討資料を配付させていただきますたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それから、本日の議事の進め方でございますけれども、皆様の手前にスタンドマイクがございます。これにつきましては、ランプをつけて御発言いただき、発言が終わった後にはランプを戻して解除していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、山下部会長、これからの議事進行をお願ひいたします。

○山下部会長 おはようございます。前回、2月3日に総会との合同会議を開催いたしましてから日を置かずにお集まりいただくということで、大変お忙しい中、ありがとうございます。

今日は、たくさんの資料がありますとおり、たくさん時間も取っておりますので、是非活発な御議論をお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議題は「水産基本計画（素案）について」及び「平成 23 年度水産白書（骨子案等）」の 2 つでございます。

水産基本計画につきましては、2 月 3 日の水産政策審議会総会との合同会議において審議をしていただいた「水産基本計画（骨子案）」をベースにいたしまして、皆様からいただいた御意見などを踏まえて事務局が作成いたしました「水産基本計画（素案）」について御審議をいただきます。

また、議題の 2 つ目の水産白書につきましては、特集の 1 次案、動向編の骨子案、施策編の項目案の 3 点について御審議をいただきます。

会議の全体の時間配分でございますけれども、次期水産基本計画の検討に 1 時間強の時間を割きまして、その後、残りの時間を水産白書の審議に当てたいと思っております。

まず「次期水産基本計画の検討について」でございます。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。本日、時間も限られておりますので、基本計画の説明を簡略にさせていただきたいと思っております。資料 2 の素案の本文をごらんいただきたいと思っております。

前回、企画部会、それから、総会を 2 月 3 日に開催させていただきました。その後、骨子につきましては、2 月 3 日～2 月 13 日までパブリックコメントをさせていただいております。パブリックコメントにつきましては、現在、80 件が寄せられておまして、これにつきましては、閣議決定と同時にしかるべき手法で公表することにしております。その後、各省協議等を経まして、今回の素案をまとめさせていただいております。これにつきまして、前回企画部会、それから、総会で皆様方からいただきました意見等で、私どもが骨子から追加したり、書き込んだところを中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

素案をおめくりいただきまして、1 ページから「まえがき」がございます。この「まえがき」につきましては、基本計画の性格、現時点での水産に関する状況を簡潔にまとめさせていただいているということでございます。

それから、4 ページに行ってくださいまして、基本計画の基本的な方針でございます。基本計画の基本的な方針は、今回、4 つにまとめていくということで前回お話をいたしておりまして、「1 東日本大震災からの復興」につきましては、皆様の御議論がなかったところではないかと思っております。

5 ページ目にまいりまして、2 番目の水産資源のフル活用につきましてでございます。

前回企画部会でお示しいたしました骨子では「我が国周辺水域を中心とする水産資源のフル活用」という記述になっておりまして、多くの方から議論いただきました。「フル活用」という言葉が持続的な利用を無視して漁獲をするというような誤解を与えるのではないかと、それから、フル活用の内容について、種苗放流など資源の増大も含めるべき、あるいは「フル活用」は望ましい表現であるといった、いろいろな御議論をいただきました。これにつきまして、今回、2のタイトルを「資源管理やつくり育てる漁業による水産資源のフル活用」ということで、水産資源のフル活用をしていく道筋、私どもが目指す姿を書くことによりまして、このタイトルを見ただけでフル活用の内容がわかるというものに書き換えをさせていただいたところがございます。本文中につきましても、「フル活用」の意味内容をより明確にするということ、文章表現について充実をさせたということがございます。

次に、6ページ、大きな基本方針の3でございます。これにつきましても、前回、消費拡大、「食育」という用語、魚食普及等について、多くの御意見をいただきました。前回の第3のタイトルは「『安全・安心』など消費者ニーズに即した水産物の供給」ということで、供給側の事情しか書いてございませんでしたけれども、それに加えて「食育の推進による消費拡大」ということで、魚離れが非常に急速に進んでいる現下におきまして、消費を拡大していくことが非常に大きなターゲットであるということ、この3のタイトルから明確にするということを書かせていただいております。

タイトルに「食育」と入れましたし、7ページをめくっていただきますと、パラの2つ目の「このような状況を踏まえると、」ということで、消費側の努力といたしまして、HACCP等の衛生管理の徹底による安全な水産物の供給、それから、食の簡便化等に対応した供給とともに、水産物を含む栄養のバランスの取れた食生活の実現に向けて食育を進めていくことが必要であるということで、それぞれの努力について明確にしたということでございます。

7ページの中ほどより下の「4 安全で活力ある漁村づくり」につきましては、特段の御意見がなかったと考えているところがございます。

それから、9ページにまいりまして、第2の具体的な施策、総合的かつ計画的に講ずべき施策というところがございます。これにつきましては、1つ、御意見としてございましたのは、漁礁、藻場、干潟について、整備の意味内容がわかるようにすべきという御議論があったと思っております、10ページの2つ目のパラグラフでございますけれども、

漁礁の整備、それから、水産生物の産卵や育成の場となる藻場・干潟の整備ということで、整備の意味内容を詳しく書いたということでございます。

それから、ずっとおめくりをいただきまして、13 ページの下から「(2) 原発事故の影響の克服」のところでございます。ここで、放射性物質の水産物の汚染の調査をきちんと消費者に公開していくという趣旨を明確にすべきという御議論がございまして、それにつきましては、14 ページの上から2つ目のパラグラフの最後でございますけれども、「調査結果を速やかに、かつ、分かりやすく公表する。」ということで書き込みをさせていただいております。

それから、15 ページの資源管理の状況、種苗の放流等につきましては、いろいろ御意見をいただいております、きちんとした科学的知見に基づいて管理措置を講じていく、それから、種苗の放流についても、きちんと効果が出るような形で放流をしていくということがございました。それぞれにつきまして、15 ページの上から2つ目の「また、」のところ「科学的知見に基づき有効な資源管理を検討し、」それから、中ほどのイの3つ目の「さらに、」というパラグラフがございまして、けれども、「共同種苗生産等により効率的かつ効果的な放流事業に取り組む。」といった記述をさせていただいているところがございます。

それから、17 ページに飛んでいただきたいと思っております。TAC の資源評価につきまして、きちんと漁業者が納得できるような制度にさせていただきたいという御議論もあったかと思っております。それにつきましては、17 ページの(3)の③の下の方でございますけれども、「資源評価等の精度向上を図る。」ということで記述をさせていただいております。

それから、18 ページの下から2つ目、ウの疾病対策のところでございます。これにつきましては、骨子には記述はございませんでしたけれども、養殖の防疫体制について記述すべきという御議論がございましたので、新しくパラグラフを追加して記述をさせていただいているところがございます。

それから、21 ページに飛んでいただきまして、生産構造のところでございます。ここにつきましては、前回の骨子で「国際競争力」という単語が一切なかったということ、それから、協業化・共同化等につきましては、被災地のみならず、全国でもきちんと展開すべきということ、それから、減船について、前回、骨子で裸で書いてございましたけれども、減船の意味内容をはっきりと書くといった、幾つかのお話をいただいております。

それを踏まえまして、21 ページの中ほどの4の(1)、タイトルといたしまして「国際

競争力のある経営体の育成に向けた漁業経営の体質強化」と記述するとともに、中ほどで「生産活動の協業化、経営の共同化を促進し、」ということで、全国的にもそういうものをやることによって収益の高い漁業を育成するという。それから、一番下のパラグラフでございますけれども、「資源の状況が悪化し、～困難となった場合には、生産体制の再生整備のための減船を支援することにより、」ということで、減船の意味内容について丁寧に記述をすることにしたところでございます。

それから、23 ページに飛んでいただきまして、前回、非常に多くの御議論をいただきました魚食の普及、消費の減退を食い止めるためにどうすればいいかということでございます。これにつきましては、前回の骨子で「魚食の普及」というタイトルを書かせていただいておりますけれども、魚食普及に取り組んでいく姿勢、それから、関係者の取組みとといったことで、食育を推進する看護の教諭の方、それから、学校給食以外にもいろいろ携わっている方が幅広く連携しながらやっていくべきだということで、23 ページから 24 ページの冒頭をごらんいただきますと、食育に関わる幅広い関係者、栄養指導を行う関係者、学校給食、農林漁業者、食育関連事業者、あるいは民間のいろいろな団体、地方公共団体といった人々が共同しながらきちんと進めていくということを明記をさせていただいたところでございます。

それから、ずっとおめくりをいただきまして、30 ページの「第3 水産物の自給率の目標」のところに移りたいと思います。まず、自給率につきまして、意味内容を明確にさせるということで、それにつきまして今回、記述を充実をさせていただいているところでございます。

具体的には、32 ページの「2 自給率目標の考え方」のところで見させていただきますと、1つは、最初のパラグラフでございますけれども、自給率というのは端的でわかりやすい指標である一方、生産量の減少の程度を上回る消費量の減少があれば上昇するなど、その数値自体が必ずしも施策目標の達成の度合いをあらわすものではないことを明記させていただくこと。それから、近年の水産物について、持続可能な利用と漁業経営の安定的な発展の確保を旨として、十分な活用を実現していくことを基本として消費の生産の在り方を考えるということでございます。

33 ページで、前回、消費の目標というものについて、目標というものがいいのだろうか、目線が国民統制的なニュアンスがある、上からの目線ではないかというような御議論がございました。これにつきましては、今回お示ししている水産の消費の目標というもの

の意味内容を明確にするということで、消費の目標、それから、生産の目標をきちんと設定をするということで施策を推進していきたいということで記述をさせていただこうと思っております。

具体的には、33 ページの上から2行目でございますけれども、「近年の水産物の消費の勢を踏まえて、漁業者、消費者その他の関係者の努力によって水産物消費に関する課題を解決することにより実現可能と見込まれる消費量の目標を設定し、」ということで、これが水産物の消費に関する指標なのだということで、こういう形での目標設定をして、今後の施策を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、33 ページ、34 ページ、それぞれ生産と消費の課題のところでございます。これも骨子ではそれほど多くを書き込んでおりませんでしたけれども、前段の具体的な施策を踏まえまして、33 ページ、34 ページということで、詳しく書かせていただいております。

「(2) 水産物消費に関する課題」のところを見ていただきますと、ここでは、この審議会でも多く議論いただきました水産物の持っている意味内容、DHA の話、EPA の話、栄養バランスといったもの、それから、34 ページの最後の行では、国産の水産物を中心とした水産物の消費ということで、前回御議論あったところを踏まえて記述をさせていただいているということでございます。それぞれの自給率の目標につきましては、前回御議論いただきました目標数値をそのまま素案に置きまして、数値ということで設定をさせていただいているということでございます。

簡単ではございますけれども、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま、新しく骨子につけ加えられたところを中心に説明をしていただきました。委員の皆様のお意見などを十分反映してもらっているものかと思っております。昨年8月に農林水産大臣から本審議会に対しまして、水産基本計画の変更について諮問がなされて以降、この企画部会において審議を重ねてきましたけれども、企画部会での議論は、本日の水産基本計画（素案）の審議をもって最後になります。したがって、本日も皆様から御意見をいただきたいと思っております。そして、それを可能な限り反映できるように、事務局をお願いしたいと思っております。

それでは、ただいまの素案につきまして、皆様から御意見や御質問などをいただきたいと思っております。今、10時ちょっと前、9時50分くらいですけれども、時間のめどをいたしまして、10時35分くらいまで、一応、取っておりますので、十分でございますので、どな

たからでも、また、どの部分でございまして結構でございますので、御意見、御質問などございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。前回、骨子案が示されましたけれども、そのときに御欠席されていた委員、特別委員の方々もおられますし、前回議論されたのではないかとことを余り考えられなくても構わないのではないかと思います。いかがでしょうか。原委員。

○原委員 17 ページの上から3行目に「イ 公海域等における資源管理の推進と海外漁場の確保」があります。これをよく読みますと、最初のところはマグロ類の適切な保全管理のため、地域漁業管理機関において云々という話で、2番目が2国間の漁業協力等を通じて、そして最後が鯨類についてという3つの枠組みになっています。私、最近、国際漁業の方は不勉強なのですが、地域漁業管理機関云々となったときに、マグロ以外に、例えば、底魚とか、そういうのがまだ残っているのではないかという気がしますので、そのところが読み取れるような形にした方がいいのではないかというのが私のコメントです。

あと2つほどあります。その下の「(3) 資源に関する調査研究の充実」というところで、先ほどの説明で、下から4行目のところで資源評価等の精度向上という話を書き加えていただいたというのはいいことだと思うのですが、TAC、ABC という見方からしたときに、ここ数年、ABC イコール TAC という数字になっています。そうしますと、ABC の算定が非常に重要な面を帯びてきます。ABC 算定のためには資源評価がベースとなるのですが、資源予測が重要ですので、そういうところを加えていただけたらというのが私の意見です。

この「資源評価等」というところに、今、私が言ったことが入っているのならいいのですが、この「等」について、3番目の意見としてあります。これ、今回配られてきて、全体を通してざらっと読んでみたところの感想です。「等」という表現がものすごく多い。「資源評価等」、ここでは「公海域等」。数えてみましたら、38 ページの中に158 ありました。全部チェックできなかったのですが、「等」が多過ぎるので、必要ない「等」も幾つかあります。不必要な「等」もある。不必要なというのは、あいまいさが残るという意味です。そういうところで、今、私が言ったことをちょっと検討していただけたらと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

158 ですか。すごいですね。それでは、それも検討していただくということで。

ほかにはいかがでしょうか。須能委員。

○須能特別委員 おはようございます。前回休みましたので、ちょっとお話しさせていただきます。4 ページの「(1) 復興の理念」の最後に、原状復旧にとどまらず、復興の姿を目指すということで、思い切ってこういうふうにやっていただけるということ、心強く思います。

それから、宮原次長をトップに、放射能について、いろいろな面で、表に出ないけれども、やっていただいていることは承知しているのですが、少し残念に思うことがあります。実は、4月1日から厚生労働省の新しい基準が適用されるということで、つい3日前、文科省がその数値の妥当性について、了とするという話でありました。これにつきまして、学問的にといいますか、科学的に安全だということと、感情的に安心だということ、経済的な勘定、産業の立場から言うと、こういうものが非常に必要ではないか。今回の 500 ベクレルから 100 ベクレルになることによって、どの程度の安全性が担保されるのかというと、実質上は、15%ぐらいの精度の改善でしかなかったのではないかと。

例えば、書かれているものを読みますと、500 ベクレルの場合、0.051 ミリシーベルトが平均的な人間の被曝線量で、これが新基準の 100 ベクレルにした場合は 0.043 ミリシーベルトということで、0.008 ミリシーベルトの減少ということだと、単純に言えば 15%変わっただけだということ、年間の線量としては、1 ミリシーベルトでも大丈夫だということ、本来であれば 500 ベクレルというのは安全であったはずなのです。

ただ、安心という観点からいって、100 という数字が出てしまった。そのために、いろいろな機械の整備とか、時間だとか、相当なコストをかけて検査をすることの意義がどこにあるのかということも、片方で冷静な議論が各省庁間であるわけですがけれども、我々産業界にとっては非常に不安があります。引き続き調整してもらうのであれば、復興庁ができたので、復興庁の仕事かもしれませんけれども、楽観的でもいけませんし、過剰に悲観的でも困るので、その辺、産業界の分野も踏まえたような形で、水産庁もそういう面でいけば産業界の省庁ということで、是非我々を指導いただきたいなど、このように思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。長屋委員。

○長屋委員 この素案のとりまとめに当たっては、相当幅広く意見を取り入れていただ

いたということで感謝を申し上げまして、文言については異論はございません。4点ほど、お願いなり、それから、御質問を申し上げたいと思います。

1つは、15 ページでございます。「イ 種苗放流による資源造成の推進」とあります。この中で、広域種についての種苗放流尾数が減少傾向にあるということで、そのような御認識を書き加えていただいたことはありがたいと思っておりますし、そういう中で、ブロック単位で設置をされました海域栽培漁業推進協議会における連携調整を推進するとあります。これは都道府県が主体になって行うという仕組みになっておるわけでございますが、是非このような実態を踏まえていただいて、国のそれなりの関与というものをお願いしたいということでございます。

それから、16 ページのところ、沿岸漁業者と沖合漁業者の協議の促進について書いていただいております。私の記憶では、ここで書いていただいているような協議の場の仲介なり、あっせんを行う場合には、「資源状況に関する科学的な知見を基礎としつつ、」以下で書いていただいているところ、従来よりは若干踏み込んだ記述がされているのではないかと思うのですが、これにつきまして何か具体的なお考えがあればお伺いをしたい。

それから、20 ページでございます。1つの施策の目標として、資源管理・漁業所得補償対策への加入の目標で、我が国漁業者の約9割がここに加入することを目標にすると書いてございます。この対策につきましては、漁業者は大変期待を持っておるわけですが、まだ予算措置でございまして、継続されるのかということについての心配も出ているところでございます。このような書き方をされて、10年先の目標にされているということは、水産庁として、これをしっかり10年続けていこうという意思はあるということで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後に21 ページでございます。国際競争力のある経営体の育成を図っていくということで、漁業改革の推進集中プロジェクトと、その資源状況に応じた生産体制の再編整備等について、ここも相当書き込んでいただいたと思っております。この中で、そのような事業なりを通じてやっていくことと、私がこれまでも申し上げてきたような、全体として漁船漁業の船齢の高齢化、こういうものを国としてどういう方向に持っていくかということについては、引き続き、是非御議論をお願いをしたいということでございます。

以上4点でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今、お三方からいろいろな御意見が出ましたので、今、挙手

されていないようでしたら、事務局からお答えできるところについて、答えていただけますでしょうか。

○漁場資源課長 漁場資源課長です。

最初に原委員から指摘がありました、資源評価も大事だけれども、将来の資源予測が非常に大事だというお話ですけれども、そのとおりだと思います。当方としては、その年その年の資源の評価をするとともに、その評価に基づいて後の予測をいくつかやって、そのシナリオの中から ABC を選んでいただいて、それを基にしながら TAC の設定を行うということで、資源予測は非常に大事な部分があります。「資源評価等」にそういう部分が入っているかという点では、考え方としては、そういう部分も入っています。また、浮魚については、例のレジームシフト等の魚種交代等々もありますし、そういったものについての調査研究も行っております。そういうものが相まって、資源の評価、資源の予測が現状以上に精度向上が図れるように対応していきたいと考えております。

それから、2点目、須能委員からありました、食品について、4月1日で 500 ベクレルが 100 ベクレルに変わるということで、これは以前も説明したと思いますけれども、500 ベクレルが原発事故以降、暫定の規制値ということで運用していたものですから、それを基準値というしっかりした数値に変えていくということで、この作業自体は厚生労働省、あるいは文部科学省といったところが、いろいろな形で、審議会等々を開催しながら数値の設定を行っているところであります。

水産庁としましては、そういった数値が設定された以上、それをいかに遵守するような体制を持っていくのかということと、それから、須能委員からお話がありました、こういったものについて、国民があまり過剰な反応を起こさないようにというお話につきましても、聞くところによりますと、厚生労働省、あるいは消費者庁がそういったものについての数値の説明を行っていくと聞いております。そういった動きも見ながら、水産に対する影響をしっかりと把握しながら、こういったものに対応していきたいと考えております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ありますか。

○企画課長 先ほど文章の中で非常に「等」が多いという御議論をいただきました。平均いたしますと1ページに4つぐらいあるということでございまして、これは最後の案にするときに、内容のあるものなのか、私どもが常日頃つけている「等」なのかということは

精査をさせていただきたいと思います。御指摘ありがとうございました。

○山下部会長 寺島委員、お願いします。

○寺島委員 原発関係のところですが、まず、4ページの下から3行目から2行目にかけて、「信任を毀損している」という言葉は非常にわかりにくいですね。これはどういう意味なのですか。信頼を損ねているというような意味でしょうか。

あと、13～14ページにかけての「(2) 原発事故の影響の克服」のA、Iの部分に当たるところで、現実として、いろいろ現場を回ってみて、先ほどおっしゃっているような暫定規制値をクリアしたとしても、例えば、そろそろコウナゴの季節なのですが、宮城県の場合にはコウナゴを出荷しても売れないというので、今年は販売を自粛するということでしたね。そういうふうな事態がいまだにあって、数値の上では安全だというふうにしても、風評ゆえに売れない、市場に出すことができないという事態が非常に深刻で、いくら獲れても、漁港が復旧しても、そこから先に進めない。記述のされ方が余り簡潔なのではないか。例えば、漁業者自身の安全というのを、14ページの真ん中ぐらいでしょうか、「調査結果を速やかに、かつ、分かりやすく公表する。」は、担当の管轄の省としては、お役所としては当然のことだと思いますが、更にここに漁業者自身の風評払拭への努力を支援するとか、直接現場の漁業者に伝わるような姿勢をここで示していただけたらという気がいたします。

私の郷里は福島の相馬ですけれども、そこの漁協では、試験操業も、去年11月にやろうとしたものを見送られたのですかね。本当は試験操業をやって、早く安全だという数値を示して、復活にというところなのかもしれませんが、数値を非常に懸念して、試験操業すら足踏みしているという状況ですので、とりわけ福島の漁業者については、気持ちの上でも応援してあげるような、つながっているのだという、そういう記述を、例えば、Iのところにも入れていただけたらと思うのです。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございました。

お答えはまとめてお願いするとして、長屋委員、お願いします。

○長屋委員 今の原発への対応の問題で、関連してお話をさせていただきたいと思っています。1つは、須能委員が言われました基準値を100ベクレルに下げていくという問題につきましても、国の定める安全の基準でございますから、この数値について異論を申し上げるつもりはありません。ただ、この数値が相当安全というものを見た数値であること

をしっかりと、時間はかかるかもしれませんが、国民の方々に御理解をいただくような努力を水産庁でも是非お願いをしたいという点でございます。

2つ目は、ここでも書いていただきますが、水産庁のモニタリングの対象は水産物でございますから、こういう記述かと思っておりますが、文科省なり、環境省なりがそれぞれ、水質なり、泥なりのモニタリングをしているわけでございます。こういうものと連携しながら、しっかりと、わかりやすく、ここに書いてございますようなことを具体的に進めていっていただく。そういうことによって国民の方々がしっかりと今の状況を把握をしていっていただくということが、安全面の問題に対する理解を進めていくということになっていると思います。

そういう基準値が示されたとしても、流通、小売りの方々がこれを実際にご覧になっていただかなければならないということですから、前段の2点については、消費者が安心していただくことが流通業者が扱っていただくことにつながっていくと思いますので、そういう努力が必要かと思っておりますが、例えば、100 ベクレル以下でも買わないというのが今の実態かと思っております。是非、大手の、または小売り段階の方々に対して、正しい情報提供であるとか、対応をお願いをしていただきたいと思いますと思っております。

最後は、寺島委員からございましたように、今、試験操業すらなかなか難しい状況にあるのだと思っております。こういうことにつきましても、国の支援を具体的に考えていただければというお願いでございます。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 私から、まず、23 ページの「5 漁船漁業の安全対策の強化」、それから、26 ページの市場の陸揚岸壁の耐震化を記載をしていただいたということで、この点については深く感謝を申し上げたいと思います。

それから、1点、漠然とした書き方で、これはどうなのかなと思っておりますが、10 ページ目の「ウ 漁船」の下段の方で、漁船の隻数についての記載がございます。「25 年度末までに少なくとも1万 2,000 隻まで回復を図る。」ということで、これは多分、被災前の隻数を確保したいと、こういうことなのだと思いますけれども、余りにも漠然とし過ぎて内訳がわからないのですね。どれぐらいのトン数の船なのか、沿岸で使う船が何隻で、沖合・遠洋で何隻なのか、この辺が全然記載がなくて、どのような解釈をすればいいのか

などと思います。この辺、もし今日答えられるのであれば、お答えをしていただければと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。武田委員、お願いします。

○武田委員 先ほど須能委員から出ていました、規制値が変わるということで、経済的に被災地がまた苦勞なされるということで、測定や公表にかかわることについての被災地の負担については経済的に支援するというような具体性を持ったことを書き込んでいかないと、被災地の方々はとても不安なのではないかと感じています。

それから、調査結果とか、セシウムの放射線量について、わかりやすく公表するという事なのですけれども、わかりやすくというところがとてもあいまいだと私は感じていて、どういうふうにすればいいのか。私は医療職なので、線量について結構わかっているから、あれと思っていたのですが、前回、7月ごろに、1 kg当たり 500 ベクレルのコウナゴでも買わないというのでもきついと思って、私だったら買いたいですと言ったことがあるのです。今度 100 になりますけれども、1 kg 500 ベクレルのセシウムを1日 100 g ずつ、生涯にわたって食べ続けても、0.007 シーベルトしか入ってこないのです。

病院でやっている CT スキャンというのは、患者が心配だと言うとすぐ撮るのですが、あれは1回で 6.9 ミリシーベルトかかるのです。そういうふうに、医療職とか、医療技術を受けて、皆さん、簡単に CT 撮ろうよとか言っているけれども、それと比較してどうなのかということを示してあげなければいけないと思う。そういうことを言っていないので、私はレントゲンとか CT のことをわかっていて、患者に、何度も撮ると言いますけれども、そういうものではないのですよということを言っているのですけれども、皆さん、CT は撮る、撮ると言うのです。私はその点からして、500 でも小さ過ぎると思っていた。わかりやすいということがすごくあいまいなので、具体的に、医療技術のことを示してほしい。

それから、ほかの国との比較で示してあげてほしいと思うのです。例えば、欧州連合では、1,250 なのです。それで 500 だったということ自体で私は、4月の段階でコウナゴのところはかわいそうだと思っていました。コウナゴを1日 100 g 食べませんから、本当にわずかな量しか食べていないと思う。欧州だったら 1,250 で全然ゆるゆるなのにと思っていたのに、また今度、気持ちの上での安心ということで 100 になったということで、

私はこれはしようがないというか、こちらに決める権限はないので仕方がないなと思うのですが、選ぶのは消費者なので、100がいかに最小の数値になったかということは、くれぐれもわかりやすいことと示し合わせて、わかりやすくという部分がとてもあいまいなので、ほかの国との比較と、医療技術における被曝の比較を言ってほしいなと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。濱田委員、ありますか。お願いします。

○濱田特別委員 私も前回出席していませんでしたので、もしかしたら重なることかもしれませんが、お許しください。27 ページの「イ 漁港・漁村における再生可能エネルギーの活用」のところでございます。ここの3行の文面がどういう意味なのかを明確に教えていただきたく思います。「漁港・漁村におけるエネルギーコストの縮減」、こういうふうに書いているのですが、これは、漁港・漁村で温室効果ガス排出量の削減に資するエネルギー利用をするということなのか、あるいは、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、再生可能エネルギーの電力供給地として開発みたいな取組みをするのか。前者であるような気がしますけれども、後者のようにも読み取れるような気がするので、教えていただきたく思います。

なぜこういう質問をするかというのと、被災地でも、被災地以外のところでも、試験導入したいという要望が出てきていまして、再生可能エネルギーの実験をしたいということで、その調整の問題で困られているところがあるということなのです。それに絡んで、水産行政として、エネ庁のような、何となくそんなような推進、取組みを書いていますので、供給者なのか、利用者としての立場で書かれているのかということをお教えいただきたく思います。

もう一つは、要望でございます。28 ページに関連するところだと思います。「(2) 海洋モニタリング等の基礎的な調査・研究の着実な実施」ということで、先ほどから原発汚染の話が出ていましたけれども、できれば、海の除染研究等を推進していただきたく思います。この問題が収まるまで、今後、長い年月がかかると思います。陸上の方では除染のことで、これはいろいろ議論がありますが、やられていて、しかも、それが海に流れ込むみたいなのもございますので、海の方も、沿岸部で、しかも海底で高度な線量があるという報道等もなされていますので、試験研究でこういうことを、うちの大学とかがやればいいと思うのですが、国としても海の除染技術を推進していただければということでございます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

寺島委員、お願いします。

○寺島委員 今、濱田さんがおっしゃっていただいたことを私なりに補足させていただきたいと思います。要するに、放射線セシウムというのは粘土に付着する。陸上では大体4～5cmのところにとどまっているということですが、福島の山沿いの田んぼで高い数値が出たというのは、里山の葉っぱだとか土砂がどんどん田んぼに入ってきてと、そういったことの関連が非常に疑われていますが、そういったものが、春の雪解けだとか、雨だとか、そういったものでどんどん川に流れて、土砂等がダムに入る、あるいは川を流れて河口から海に入るのではないかと、ますます海は危ないのではないかとやっている人たちが結構いるわけです。長い時間がたてば、そういうことも起きてくるのかもしれませんが、また、実際に原発の周辺では、水が流れるごとにそういうこともあるのかもしれませんが、そういうふうな不安の払拭が大事なのだと思うので、例えば、海に入り込むような土砂、福島沖の海底の砂をどうできるのか。先ほど操業再開に向けて海底の瓦れきを撤去するというのを支援するとありましたけれども、具体的に、私なりのところから思うところを濱田さんのおっしゃったことに補足させていただければ、その点なのかなという気がします。

○山下部会長 ありがとうございます。

安成委員、お願いします。

○安成特別委員 私も原発の関連のことと、それから、基本計画について、これは後の方になるかもしれませんが、白書の方で東日本大震災のことについてかなり詳しく書いてあるし、原発のことについても、かなり詳しいデータがあるので、それを基本計画の方にうまく反映するようなことをやると、今の除染ではないですけども、海に放射性物質がたまり込んでいくようなことが指摘されている部分もあったものですから、できれば、原発に関しての知見というのは、今、徐々に、それこそ毎日進化してノウハウがたまっていくようなことがあるので、それを逐次フィードバックしていけるようなことを、最後には書いてあるのですけれども、それをもうちょっと積極的に施策においても、37 ページですか、被災地の「経験から得た知見を活かし、」というところに反映して、もうちょっときめ細かに対応していくような文言を入れていただくか、あるいは具体的にそういうことをやっていただくことが重要なのではないかと思います。

あと、もう一つ、18～19ページにかけてですが、「(5) 多様な海洋生物の共存下での

漁業の発展の確保」というところで『順応的管理手法』を取り入れた水産環境整備」という文言があるのですが、この順応的管理手法というのは、資源管理にも、あるいは漁業全体についても、環境整備だけでなく、非常に有効な手法だと思いますので、実際の研究、日々変わっていく状況に対応しながら、新しい考え方を取り入れて、それをフィードバックしていくという先ほどの私の考え方にも通じますので、この順応的管理手法を是非進めていただきたいと思います。

あと、生物多様性に関するところですが、これについては、20 ページに海洋保護区のことについても書いてありますが、禁漁するというような手法で今、捉えられていますけれども、ここにあるように、資源保存管理の手法の1つとしてということ強く訴えていく、そういうような取組みが非常に重要であるし、海の中の生物は循環していますので、生態系の一括管理みたいな考え方も含めた順応的管理手法を取り入れていただきたいと思います、これは要望でございます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。安部委員、お願いします。

○安部特別委員 ちょっと話が飛ぶのですが、21 ページの「4 多様な経営発展による活力ある生産構造の確立」ということで、国際競争力のある経営体を育成と明記していただいたことによって、海外の水産会社と競争しなくてはいけない事業体にとっては非常に明確な方向性を出していただいたということで、ありがたく思っております。引き続き、FTA、TPP のことを考えれば、一定の会社の規模、あるいは船の大きさを考えれば、国際競争力というのは水産庁の方針としてよく考えていただきたいと思います。

1 点、質問がございます。1 ページ戻りまして 20 ページの下の方で、漁業者の経営安定の実現ということで所得補償に触れているのですが、下から3行目「(我が国漁業生産額の概ね9割に相当)が資源管理・漁業所得補償対策に加入しつつ、」とあるのですが、この9割の根拠を聞きたいのです。往々にして、いろいろな施策がありまして、勧誘しましても、加入金がないからとか、面倒だからという格好で1割ぐらいの人が入らないことはよくあるのですが、勧誘制度があっても入らない人が1割なのか、あるいは、前も説明いたしましたけれども、水協法の関係で、共済等に入った形でこの所得補償を対応するというような、質問して確認いただきましたけれども、1割は、共済に入れない、一定の規模以上の会社を対象としていない9割なのか、その9割の根拠を

教えていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、お答えを順次いただきたいと思います。

○漁業調整課長 漁業調整課長の長谷でございます。

まず、高橋委員から、10 ページの漁船のところの記述です。25 年度末までに少なくとも 1 万 2,000 隻と、確かにちょっとわかりにくいので工夫してみたいと思いますけれども、ここで言わんとしていることは、今回の震災で全国で約 2 万 9,000 隻の船が被害を受けたと言われているのです。漁船登録ベースなものですから、稼働面からいくと、稼働が低かったもの、あるいはしていなかったものも含まれての数です。現在、漁船保険による自力復旧と、あと、1 次補正、3 次補正で手当てしました共同利用漁船の形での復旧が進んでおりますけれども、全国からの要望を踏まえまして、25 年度末までに少なくとも 1 万 2,000 隻ということで書かせていただいています。中身としては、圧倒的に小型漁船ということになります。

それから、長屋委員、安部委員から漁業構造の問題が出ました。漁船の高齢化が進んでいる中で、代船の在り方等、議論していきたいという長屋委員の御発言だったと思いますけれども、当然のことながら、今後ともそういうことについて議論させていただきたいと思っております。

また、16 ページの資源管理のルールのところを今回少し書き込ませていただいておりますけれども、これは現在並行して進んでおります資源管理分科会での議論を踏まえまして、1 つは、沿岸と沖合の漁場をめぐるトラブルに関して言えば、VMS を導入するという方向性を出して、両者間の信頼感の醸成を図っていきたいということ書き込ませていただいておりますし、関係漁業間の話し合い、あっせんですとか、仲介というのはこれまでもやってまいりましたけれども、今後、更に、そこについて国として汗をかいていく。その場合には、すべてケース・バイ・ケースということなものですから、一律のルールということになりませんが、ここに書き込ませていただいたような漁場特性ですとか、さまざまな要因を総合勘案して、仲介、あっせんに努めていきたいということで書き込んだものでございます。

○漁場資源課長 原発事故、放射性物質の汚染に関して、今、たくさん御意見いただきました。水産庁としては、この事故の対策というのは総力戦で、どの課ということではないのですけれども、出た御意見について、わかるところを御説明していきたいと思っております。

最初に、寺島委員から、コウナゴのオープンを考えていたのだけれども、自粛に至ったということで、いろいろな意味で、漁業の再開に向けて、放射性物質、原発事故の影響が大きく出ております。先ほど言いました 100 ベクレルに備えて、どういうふうに対応していくかというところをしっかりとやっていくということですが、実は、一昨日、宮城でありました流通関係の会議に私も出席させていただきました。須能委員も御出席されていましたが、その中で、市場、加工の方々からも、100 の数字はいいのだけれども、実際の商慣行としては、それ以下のもので、かなりものが売れなくなっているという御指摘もいただいております。

我が方の対応として、そういう部分、どういうふうに対応していくのか、これはそれぞれの個人が持っている、安全というよりも、安心の部分での基準値が効いてきているのかなと思います。しかしながら、そういう部分にどう対応していくのか。今のところ、1つの方策として、うちの大臣から言われていますのは、調査をしっかりとやって、その結果をしっかりと公表していくのだということをおっしゃっておりますので、そこを基軸に、また対応できるようなところがあれば、どういうふうにしていけばそういうものから救済できるのかということで考えていきたいと思っております。

具体的には、そういったもので被害がありますと、現在のところは東京電力が賠償を行うということで、これもうちの総力を挙げて、そういった賠償の関係も対応しているところでもあります。そういったものがうまく機能するように対応していかねばならないかなと思っております。

それから、武田委員から御指摘ありました、わかりやすくものを公表しろという部分、そのとおりだと思います。政府全体で役割分担をしておりますので、先ほど言いましたように、100 ベクレルの数値がどういう状況なのかという部分については、諸外国と比べてどうなのか、医療関係の被曝に比べてどうなのか、そういうところも含めて、しっかりと国民に情報提供していく必要があると思っております。それは関係省庁とまた連絡も取っておりますので、そういう御指摘があったということで対応させていただきたいと思っております。

それから、海の土だとか、水の汚染が進んでいるのではないかと、そのモニタリングをしっかりとやってくれということで、長屋委員からもお話がありました。現在、文科省ですとか、環境省ですとか、水産物、海の土、水、そういったものも含めて、国全体で総合モニタリング計画をつくって対応しております。これの見直しも進めておりますので、その中で水産庁としては、よく言われております海のホットスポット、ああいったような状況に

ついても、きっちり調査点数を増やすことで、その部分、よくわかるようにしてくれという
ことで、こういう省庁にも働きかけを行っております。

実は、安成委員からお話がありましたように、放射性物質の挙動については、なかなか
知見がなくて、本当に毎日そういったノウハウがたまっていっている状況で、御指摘のと
おりだと思います。我々もそれを見ながら、どういうふうにしていくのがベストなのかと
いうことで対応していきたいと思います。

そういう中で、濱田委員からありました海の除染の問題も、実は、いろいろなところで、
いろいろな方々から指摘を受けております。土に浸透したといいますか、土を調べたとき
に出てくる放射性物質が水産物にどの程度移行するのか。基本的には水だとか土から水産
物にどうそういったものが移行してくるのか、そのメカニズムの解明もしないと、土が汚
いからということで、やみくもに対応するというのもなかなか難しい部分があります。で
すから、そういった部分も調査をしながら、そのメカニズムがわかった中でどう対応して
いくのかということを考えていかねばならないかなと思っております。

それから、放射能とはまた別に、我が漁場資源課の管轄なのですが、多様性の問
題で、安成委員から、順応的管理手法が今後の資源管理等々にも使えるのではないかと
いう御指摘でしたけれども、まさにそのとおりで、日本の古来からの資源管理というのは、
科学的知見がなくても、その浜、浜で、今年、こういう環境の中でこれだけ獲ったら少し
減ってくる、そうしたら次の口開けでこういうふうにしましょうかみたいなことでやって
きていますから、そういったものはいろいろなところで応用が効くものだと思います。
そういうのを念頭に置きながら対応していくべきだと思います。

それから、海洋保護区の話がありました。海洋保護区の話は、実はインターナショナル
で海洋保護区というところまでピン止めはされているのです。我が国においては、昔か
ら、操業禁止区域ですとか、保護水面ですとか、いろいろな制度、あるいは地域でそうい
った区域をどういうふうに管理していくかということで考えてきたベースがございます。
これからの海洋保護区に対しての議論については、我が方が今までやってきた歴史的な対
応を念頭に置きながら、やみくもな禁漁だとか何かにつながらないような、そういった対
応が必要だと思いますので、そこを踏まえて対応させていただきたいと考えています。
○山下部会長 お願いします。

○計画課長 計画課長でございます。

27 ページの漁港・漁村における再生可能エネルギーについて、濱田委員からお話がご

ございました。ここで意図しておりますのは利用者か供給者かということでございますが、利用者の立場として考えております。

漁港・漁村におきましてもエネルギーを使っております。例えば、製氷の施設であるとか、あるいは冷凍・冷蔵の施設であるとか、これらのエネルギー使用量を何とか減らしていきたいということと、こういう時代ですから、できたら再生可能エネルギーで供給していきたい。そういうことで、再生可能エネルギーにつきましても、太陽光発電、風力発電、補助制度がありまして漁村に設置できることになっておりますが、なかなか進んでいない面もございます。ただ、今度法律ができて、7月から全量買取制度も発足いたしますので、まずは採算がどのぐらいになるのか、どのぐらい、今、扱っている電気料が安くなるのか、その辺の研究をしながら、この趣旨のものを進めていきたいと考えておりまして、エネ庁等が進めております余剰の風力発電とは全く違うものということでございます。

以上でございます。

○水産業界体質強化推進室長 20 ページの所得補償対策に関しまして、我が国漁業生産額のおおむね9割相当の考え方についてのお尋ねがございました。これにつきましては、この文言の経営として漁業を行う者の大宗となっておりますけれども、漁業を行う方は、非常に大規模に生産をされている方から、沿岸で、年間の売上げが100万円とか、非常に小さい方までいらっしゃいまして、ここで念頭に置いておりますのは、比較的きちんと生産をされている、小さい方を除いてという意味合いで、経営として漁業を行われている方の大宗、要するに、基本的にはすべてが入っていただけるようにしようということで、この9割を設定をしております。

○安部特別委員 今の関連でよろしいですか。資本漁業、漁船漁業も対象と理解してよろしいですか。

○水産業界体質強化推進室長 そのように考えております。

○安部特別委員 ありがとうございます。

○山下部会長 角委員、お願いします。

○角特別委員 漁業所得補償の点についてです。これは目標としては10年間はするということですか。この前、うちの方でも、漁業頑張れということで、この漁業所得補償制度も、積み立てぶらすも、例の2分の1から4倍増額された面もあるのですが、この制度が今後何年続くのかということを経営者から指摘を受けて、それは今度聞いてみますということなので、水産庁としては、10年以上はやっていくという目標を掲げ

ていますか。そこら辺り、お願いいたします。

○山下部会長 お願いします。

○漁政部長 正直申し上げて、これは予算措置でやっている事業でございます、予算は御案内のとおり毎年の国会で議決される予算単年度主義でございます。しかし、5年を見通した基本計画にこういった記述を今回させていただき、これを閣議決定の文書として位置づけていくということで、私どもの姿勢というか、考え方をおくみ取りいただければと思います。

○山下部会長 計画課長。

○計画課長 先ほどの再生可能エネルギー関係をもう少し補足いたしますと、とりあえず利用者という立場を中心としてこの記述はなされております。供給者の立場が全くないのかというと、そこもありまして、漁村ですから、場所によっては風力に適しているところとか、そういうのもありますので、まずは自分のための供給ということでありますけれども、条件が整えば、関係者の御理解が得られれば、再生可能エネルギーの発電の場所になっていくという可能性もあるかとは思いますが、とりあえずこの記述に関しましては、自ら使っている部分について、それを再生可能エネルギーで賄っていくということを念頭に置いて記述をしております。

○山下部会長 よろしゅうございますでしょうか。須能委員。

○須能特別委員 26 ページの「7 安全で活力ある漁村づくり」の件でちょっとお話ししたいと思います。一般に防災行動につきまして書かれている言葉が、徒歩で避難するというのが原則になっておりますけれども、実際には、漁村に限らず漁港もそうですが、車は財産です。今回たまたま津波で多くの方が災難に遭ったのは、津波避難ではなくて、地震のために自宅に向かったりしたために、海岸線から離れないために車とともに亡くなったり、あるいは自宅に戻って、自宅の1階が水没し、家が流され、あるいは車が流されたというようなことで、大部分の人が車を流されて、復旧・復興に支障を来しています。漁村は特に山が迫っていますから、高齢者が歩いてというのは原則として考えない方が現実的であることをお願いしたいと思います。

それから、自立、自助・共助・公助というふうに一般に平時には言われていて、それがそういう認識でやることは必要ですけれども、実際に被災者に対して、自立、自助・共助・公助というのは酷な話で、被災者に対しては、公助・共助・自助というような気持ちの変え方、言葉に直接は関係ありませんけれども、思想というか、理念のベースには是非

入れておいてほしいなという要望です。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。要望として承りました。

渡邊委員、短くであれば、お願いします。

○渡邊特別委員 17 ページの「(3) 資源に関する調査研究の充実」、それから、28 ページの「(2) 海洋モニタリング等の基礎的な調査・研究の着実な実施」に関してでございますが、海洋モニタリングの後ろの方ですと、海洋観測データという形で、物理的な印象を持つ部分でのモニタリングというイメージも持たれかねないのですけれども、この内容につきましては、水産に関する海洋生態系という観点からのものという理解で進めていただければと思っているところです。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、予定の時間よりもちょっと長くなりましたけれども、活発な御議論ありがとうございました。本日出された意見につきましては、可能な限り、この水産基本計画に反映したいと思っておりますけれども、水産政策審議会から答申する水産基本計画（案）につきましては、最終的には部会長の私に一任ということでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の水産基本計画に関する審議はここまでといたします。

休みもなく恐縮ですが、次の議題に移りたいと思います。平成 23 年度水産白書の特集の 1 次案、動向編の骨子案、施策編の項目案について、事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。

それでは、次に、資料 3 の束にお移りをいただきまして、平成 23 年度の水産白書について御審議をお願いしたいと思います。今回、3 つ資料を御提示をさせていただいております。まず、1 の特集編でございます。水産白書につきましては、昨年の 11 月に 1 回御議論いただきまして、特集編、それから、一般動向編の大まかな項目について御議論いただいたというふうに承知をしております。今回、平成 23 年度水産白書の特集につきま

しては、東日本大震災を特集にするということでございまして、「東日本大震災～復興に向けた取組の中に見いだす我が国水産業の将来～」という副題をつけさせていただいております。これにつきましては、本日、1次案を提示させていただいているところでございます。

それから、一般動向編でございまして、これにつきましては、本日、骨子ということで提示をさせていただいております。

それから、3番目が平成24年度水産施策の構成でございまして、この構成につきましては、例年、基本計画の柱と同じ形で毎年の施策のレビューをしていくという性格のものでございますので、今回お示しをしております平成24年度水産施策の構成につきましては、今、御審議をいただきました水産白書と同じものという形で提示をさせていただいているところでございます。

まず、本日は、今回の水産白書の編集の方針についてお話をいたし、それについても含めて御議論いただきたいと思っておりますのでございます。

まず第1は、白書のボリュームを増やさないということでございます。これは水産白書のみならず、最近、農林水産省で行っておりますほかの白書、それから、他省庁の白書が非常にボリュームが増えていって読みにくくなっているという傾向があるという、これは全省的な御指摘がございます。そういうことでございますので、水産白書につきましても、今回、全体としてはボリュームを増やさないという方針にいたしたいと思っております。

そういうことになりますと、今回見ていただきます東日本大震災につきましては、現時点でのデータ、現状、事例をできるだけ盛り込みたいと考えておりますので、結果といたしまして、平成23年度の水産白書一般動向編につきましては、私もいろいろ分析したいところが多々ございます。それから、事例として載せたいところが多々ございますけれども、事例、コラムについては極力載せないという方向で編集をさせていただきたいと考えているところでございます。これにつきましては、まず、御了解をいただきたいと思っておりますのでございます。

それから、今後、白書につきましては、4月中旬にもう一回御議論いただきまして、結果といたしましては、5月の中旬に閣議決定ということでございます。特に第I章の特集につきましては、先ほども御議論ございましたが、この間に暫定規制値から基準値になりまして、原子力をめぐる情勢が大きく変わり、そのほかにも、この1か月、2か月の間で事情の変更が多々ございます。本日は1次案という形でお示しをしておりますけれども、

その後の事情につきまして随時織り込みまして5月中旬の閣議決定を目指したいと考えておりますので、本日お示しをいたしました第1次案もそういう形で御議論いただきたいと思っております。

それから、資料の全体としての取扱いでございますけれども、通常、審議会の資料につきましては、審議会が終わり次第、ホームページで公表することにしております。しかしながら、今回お示しいたしました白書の資料につきましては、まだ1次案、皆様にたたいていただく案ということもございますので、資料といたしましてはホームページに公表しないという扱いにしております。委員の皆様方にもそれを御了知いただき、その上で、本日、たたき台という形で御審議をいただきたいと思っておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、中の資料を順番に見ていただきたいと思っております。時間の制約もございまして、特集を中心に簡潔に御説明をさせていただきたいと思っております。まず、資料3-1、特集のパーツをごらんいただきたいと思っております。おめくりをいただきますと目次がございます。今回、中の詳細な御説明は省略をさせていただきたいと思っております。目次をごらんいただきまして、今回の白書の構成について、まずお目通しをいただきたいと思っておりますのでございます。

今回、第I章につきましては、節を5つに分けて記述をさせていただいております。最初が「東日本大震災の地震と津波による甚大な被害」ということで、今回の津波・地震の全体の被害と、それから、水産業に関連する被害をまとめさせていただいております。まず、被害、水産に関する被害が総額1兆3,000億円弱ということ、それから、各県の被害、各施設別の漁港、船、あるいは水産加工施設といった、それぞれの施設別の被害を冒頭、1～14ページまで記載をさせていただいております。

それから、第2節、15ページ以下でございますけれども、この水産業の復旧・復興に向けたさまざまな取組み、時系列的なもの、それから、いろいろな方々が今回の震災に伴いまして手を差し伸べてくださいました、その復旧・復興の状況をまとめさせていただいております。15ページから簡単に見ていただこうと思っております。15ページ以下が被災直後の政府による対応を記載しております。それから、水産関係団体の方々の、特に水産の漁港の地域、それから、水産関係者に対するものを書かせていただいております。

16ページ以降は主として国の対策につきまして、現地の支援対策、予算での措置、水産復興のマスタープラン、政府全体としての復旧の基本方針ということで、ここは政府の

対応につきまして時系列的に記載をさせていただいているということでございます。

それから、27 ページ以降が「被災地の現場における復旧・復興の動き」ということで、今回の震災の中で非常に多くの方が協力をしている。それもその地域だけではなくて、同県を超えた協力、それから、民間 NPO の方、消費者の結びつきといった形で、さまざまな取組みをなされております。これにつきまして、私どもが入手できる事例、具体的には記載について御了解を得た方々という形で事例を載せさせていただこうと考えているところでございます。

28 ページ、今の案ですと非常に少ないボリュームでございますけれども、実際の白書になりますと、それぞれの事例について分析をしたいと考えておりますので、ここが相当のボリュームになると見ていただければと思います。これが今回の白書の私どもの特徴にもしたいというところでございます。

29 ページが、2月8日現在の数字を載せておりますけれども、復旧・復興の大まかな全体図ということで載せさせていただきたいと思っております。

目次にお戻りをいただきまして、第3節が「震災が我が国の水産業にもたらしている影響」ということで、今回の被災地の水産業が果たしてきた役割、これはデータベースで整理をさせていただく。現地での、水産業の中で非常に大きなウェイトを占める地域が被災をしたという今回の震災によりまして、水産物の国内流通、水産加工業、輸入、広くは養殖用の種苗、あるいは生産資材にどのような影響を与えてきたのかということ、ここは現時点で入手できるデータをベースに、できるだけ客観的に分析をしたいということで、今、記述をさせていただいているところでございます。今、得られているデータも3月、4月で大分更新されるものがございます。そういう中で、どのような影響を与えているのかということで分析をさせていただきたいと思っているところが第3節でございます。

第4節は、津波・地震ではございませんで、原発事故によりまして水産業の対応ということで、事故の概要と事故の収束に向けた取組状況、放射性物質の状況、水産物の安全確保への取組み、漁業・水産物への被害と対応ということでございます。これも繰り返になりますけれども、これから4月にかけて大分状況が変わってまいります。その中で状況をできるだけ客観的に記述をしたいと思っているところでございます。これは先ほどの基本計画の御議論でもございましたけれども、放射性物質の影響、それから、人々にどういうふうに伝えていくのかといったこと、今は記述は割とさらっとしておりますけれども、できるだけ書き込めるものについては書き込んでいきたいと思っているところでござい

す。

第5節が「復旧・復興に向けた取組から考える我が国水産業の将来」ということで、1年を経過したばかりということ、これはもしかしたら早いかもしれませんが、今回の震災の中で復旧・復興に取り組む方々、こういうものの中で出てきたいろいろな知見、経験といったものを、これからの我が国の水産業にどういうふうにかかしていか、あるいは原子力発電問題のように長年の課題として受け止めなければいけないものもあると思っております、それを4つに分けて、事例とともに記述をさせていただきたいというのが第5節でございます。

1つは「消費者と漁業者等との連携の強化」でございます。被災地の方々はまだ復旧の道半ばでございます、これからも非常に大変な御苦労があることを承知をしておりますけれども、その中でも新しい芽ということで、1つは消費者と漁業者等との連携の強化でございます。これは50ページ以降を簡単にお目通しをさせていただきたいと思います。今回の中で、いろいろな形で水産業の復興を手助けしようということで、まず、ボランティアで多くの方々が現地に出向いて水産業の復興を手伝っていただいた。それから、ボランティアだけではなくて、生産、今後の本格的な復旧を支えようということで、お金の面でのサポート、それから、買うといった形でのサポート、いろいろな形のものでできております。いわゆる直接的な結びつきというものが、被災地だけではなくて、今後の水産業の中で大きな動きになっていけば望ましいなと思っております、それにつきまして50ページで記述をさせていただいております。

それから、2つ目が51ページでございます、新たな操業形態の導入や高品質な水産物の供給ということで、今回、先ほどの基本計画の中で、単なる復旧ではなくて、新しい芽での復興を目指そうということ、基本的な理念ということで掲げさせていただいておりますけれども、HACCPを対応することによって輸出まで復旧の中で芽を開いていく。それから、いろいろな人が結びつきまして、新しい加工技術やブランドに取り組んでいく。そういうものが今後の水産業の大きな1つの課題でありますし、新しい姿ではないかということで、(2)で記述をさせていただいております。

(3)が「漁業地域における防災機能の強化と減災対策の推進」でございます、今回、津波で被害を受けた地域のみならず、日本全国におきましては、災害的に見ますと非常に厳しい状況の中で漁業及び加工業を続けていかなければいけないということでございます。今後につきましても、被災地のみならず全国で安心して漁業、それから、漁村での生

活ができていくようにということで、私どももいろいろ知恵を絞っていきたいというのが（３）でございます。

（４）は、先ほどの基本計画でもいろいろ御議論がございましたが、「放射性物質に対する水産物の安全と消費者の信頼の確保」ということでございまして、今後、私どもが受け止めてやっていく課題、４月以降の暫定基準値を、今の対応も含めまして、基本的に市場に暫定規制値を超えたものは出さないという形できちんと取り組んでいくことを（４）で書かせていただいているということでございます。

次に、３－２の一般動向編につきまして簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。一般動向編をおめくりいただきまして、骨子案の目次がでございます。一般動向編は序説から第５節までございまして、基本的には平成 22 年度版をリバイスしていくという形での提示をさせていただきたいと思っております。しかしながら、今回、基本計画ができますので、序説で「新たな水産基本計画」について言及することにいたしております。

第１節が「水産物の消費・需給をめぐる動き」、第２節が「我が国水産業をめぐる動き」、第３節が「我が国の水産資源と漁場環境をめぐる動き」、第４節が「水産業をめぐる国際情勢」で世界の漁場、漁業、それから、貿易の話、第５節が「活力ある漁村づくり」ということで、漁村・漁港の対策、それから、その活性化ということで記載をさせていただきたいと思っております。

これにつきましても、冒頭お話しいたしましたとおり、例年、この中にいろいろな事例を載せておりますけれども、今回はコラムをいくつか載せるということで、事例につきましては、お約束をしたもの以外はあまり載せないという形での整理をさせていただきたいと思っております。

それから、資料 3－3 が「平成 24 年度水産施策の構成」でございまして、新しい基本計画とほぼ同等のもの、それにつきましての施策を毎年レビューしていくものが白書でございまして、今回、今、御審議をいただいております水産基本計画の柱に従いまして整理をさせていただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

今年度の水産白書は東日本大震災を特集のテーマとして作成することにつきましては、第 37 回の企画部会において了承していただいております。本日は、皆様に前回の議論を踏まえた特集の 1 次案と、動向編骨子案、施策編項目案を示されましたので、それについ

て御意見をいただきたいと思います。時間といたしましては、おおむね 12 時まで 1 時間と考えております。

私からの提案ですが、特集と一般動向編及び施策の構成案の 3 つになっていますけれども、まず、資料 3-1 の東日本大震災についての内容について御意見をいただきまして、その後、一般動向編に移るのはいかがかと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、まずは特集について、御意見、あるいは御質問をお願いいたします。既に基本計画のところで、例えば、原発問題についても非常に多く意見が出されました。私としては、その意見もこの特集の中に重複して書かれていることもありますので、それは既に出た意見として事務局で踏まえていただきたいと考えております。

須能委員、お願いします。

○須能特別委員 49 ページをお願いします。この「漁業等への賠償」なのですが、先ほど来の話から、水産加工流通の方も言及されていると、包含しているというふうに私は理解し、また、そちらの業界もそのように水産庁に期待しておりますので、このところを「漁業者・水産流通加工業者への賠償」という形で誤解のないようにしていただいた方がよろしいかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。原委員、お願いします。

○原委員 まず最初は、ちょっと細かい話なのですが、12 ページ目の真ん中辺に⑧というブルーのところがあって、その下のパラグラフで「なお、～各県の水産試験場や」というところがありますけれども、ここは先ほどの「等」を入れた方がいいと思います。県によっては試験場と呼んでいないところがあります。つまらない話です。

40 ページ目で、放射能濃度の記述が下から 2 行目にあります。海水の方は低い値という表現があって、土の方は低いか高いかわからないという、ばらつき、拡散、そういうことが書かれておりますので、高いのか、低いのか、もしわかるのであれば書かれた方がいいかなと、上の海水に合わせてと、そういう意味です。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。渡邊委員。

○渡邊特別委員 今のところですが、海水が低い値が続いていますという、その低いという意味合いが、当初より低いという意味合いだと思いますけれども、その辺、誤解

されないような書きぶりにした方がいいのではないかと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。では、私から、形式的なことで申し訳ないのですけれども、工程表ですね。例えば、21 ページに出ている、基本計画にもたしか工程表が掲載されると思うのですけれども、これ、すごく細かいですね。基本計画のときにもそう思ったのですけれども、このまま載ると読まれなくなってしまうので、ぱっと見てわかるような、せっかくおつくりになっておられるので、簡易版というのでしょうか、そういうものを御用意いただきたいと思っています。

それから、1つ気になっているのは、昨年度の白書にも東日本大震災がかなり取り扱われました。ちょっとだけ取り扱うつもりだったのですけれども、結局、すごくボリュームが多くなってしまったのですね。今年も一から始めておられるので、去年書いたことと重複があるのですね。その辺り、重複してもいいから3・11 から始めるのだというようなお気持ちでおられるのかを確認したいと思っていました。私からはつまらないことでした。

ほかにはいかがでしょうか。濱田委員。

○濱田特別委員 37 ページでございます。輸入割当の追加は書かない方がいいかなと思います。IQの話。あくまで意見です。

以上です。

○山下部会長 短いですね。

○濱田特別委員 手短かな方がいいと思ひまして。

○山下部会長 ほかに、特集についてはいかがでしょうか。馬場委員。

○馬場委員 これは特に反対というわけではないのですけれども、7ページの「『沖出し』の是非について」ということで、これは何か特定の意図があつて、やめさせるという意図なのではないでしょうか。

○山下部会長 沖出しをするなという意味ですか。質問ということで、後でお答えいただきたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。いかがでしょうか。では、また出てくるかと思いますが、一旦、事務局から答えをお願いします。

○企画課長 1つは、部会長からございました昨年の白書との関係でございます。昨年の白書も冒頭に東日本大震災の当時での出来事をまとめさせていただきました。今回の白書と確かに重複しているところがございます。事務局といたしましては、今回の白書で、震

災後約1年でございますけれども、全体が鳥瞰できるような形のものとして記録に残したいと考えておまして、そういう点から、昨年の白書との重複部分も含めまして、3月11日の発生以来からの出来事をまとめさせていただいているということで今回、特集を書かせていただいております。

それから、特集の7ページの沖出しでございます。これは、あえて見出しを「『沖出し』の是非について」と書かせていただいております、これは6ページの本文のところにもございますけれども、沖出しをすることが、いろいろな状況によりまして、必ずしも安全ではない、場合、場合によるということで、やめなさいということではございませんけれども、その状況判断をきちんと踏まえてやっていただきたいということで、トピックとして書かせていただいているというのがこの部分でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはいかがですか。濱田委員。

○濱田特別委員 冒頭で白書が厚くなり過ぎて読みにくくなっているという指摘があるというお話がありました。水産白書は別にそうではないかなと思うのですが、もしそうであるならばあまり無駄なことは書かない方がいいと思ひまして、先ほどの発言になったわけでございます。沖出しのこともそうかなと思うのですが、東日本大震災のことは大事なのですが、後ろの方の一般動向も重要ですので、あまり書く必要がないものは極力書かない方がいいかなと思う次第でございます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、また特集に戻っていただいて結構でございますけれども、次に、一般動向編、それから、水産施策の構成案について、御意見、また御質問など、ございましたらいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

では、皆さん、お考えになる間に、私としては、今までの審議会のときにも出ていた動向編の4ページに年齢階層別摂取量という表が出ていまして、これを拝見して非常にびっくりしたものです。現状、どのように魚離れが進んでいるのかということがすごく端的にあらわれている。特に年配の人は魚離れしないのだという話があったのですが、そんなことはなくて、魚を減らして肉を増やしていないということです。斜め45度になっていたら、魚を減らした分だけ肉を増やしているわけですが、横に、左の方へ行っているというのは、魚は減ったけれども、肉は増えていない。こういうことは、現状とし

て我々が知っておくのに非常に大事だなと思っています。

それに加えて、1つ前の2ページなのですけれども、家計調査の方で食料消費額の推移というのがあって、それによりますと、食料は減っているのですけれども、何が増えているかということ、医療と交通ということで、結局、魚を減らして、肉を増やしていない部分は医療と交通に行っているのだということが、このデータからは言える。そういうのを分析して示していただくと非常に面白い。消費者にとっても、自分の家計がどのようにシフトしたのかを見直すよいきっかけになるなと思っていますのですけれども、枚数を増やさないとということなので、しょうがないかなと思っています。個人的にはここは非常に感心をしたという場所であります。

それ以外のことで、もし何かございましたら、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。原委員、お願いします。

○原委員 12 ページをお願いします。上の方の枠の中に「新規就業者数は、増加傾向。」とあるのですけれども、この図からは増加傾向というふうに読み取れない。恐らく平成19年度以前と比較して最近は高水準であると、そんなようなイメージかなと思うのですけれども、それを検討していただけたらと思います。

次は23 ページです。資源評価の話になっています。23年における資源評価結果を見るとというふうに書いてあって、円グラフの中は23年度、そして右のグラフは23年となっています。恐らくこれは23年度に行った資源評価結果の話かと思います。去年の9月の全国評価会議の結果。そうしますと、去年の資源評価結果ですと、22年の資源評価に基づいて、高位、中位、上昇だとか、増加だとかいうふうにやっているとしますので、23年度における資源評価結果を見ると、円グラフの中は23年度ではなくて、平成22年の資源評価、そして横のグラフは一番右の目盛りが23年になっていますけれども、これは22年、1年ずれているのではないかと思います。

ついでに、コラムを取るかどうか、下に「マイワシ資源に回復の傾向」というのがありますけれども、枠の中の下から2行目「漁獲管理」という言葉は間違いではないのでしょうか、余りなじみがないので、多分「漁業管理」という言葉かなという気がします。

以上です。

○山下部会長 御指摘ありがとうございました。

○原委員 それと、ついでに、済みません。6ページ目の枠の中の平成22年の仕向け量886万トン、その下に行きますと平成22年度。これ、歴年と年度が混在するのはやむを得な

いのでしょうかけれども、その下の円グラフの 2010 年、これは西暦。右のページも西暦混在しています。後の方でたしか外国の話が出てくると思いますけれども、そのときは全部西暦になっています。恐らく外国に関連するところは西暦だとか、いろいろ仕分けているのでしょうかけれども、統一された方がいいのではないかという気がします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。なかなかここまで気がつかなかったので、ありがたい御指摘だと思います。

ほかには。高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 11 ページの上の方のグラフの中に第 1 種兼業、第 2 種兼業と書いてあるのですが、これの説明がどこにもないのですね。専業は御承知のとおり、当然のごとく専業なのですが、1 種、2 種の兼業の説明文が 1 つもない。

それから、以前の白書は、沿岸と沖合・遠洋の区別があったのですね。漁業調査か何かもなくなったような感じもするのですが、従来のような区分けの仕方が不可能なのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。馬場委員。

○馬場委員 先ほど部会長がおっしゃった消費の部分、2～4 ページ辺りにかけて、前から気になっていたのは、家計調査年報と国民栄養調査の両方を使い分けているのですけれども、家計調査と国民栄養調査は若干違うトレンドが出ているのではないかと思うのです。そのことは一度すり合わせした方がいいのではないかと思います。国民栄養調査では肉が増えて魚が減っているということで、魚は勿論減っていますけれども、家計調査ですと肉もそんなに増えていないと思うのです。ちょっと自信がないのですが、調べているものが違うので。

あと、もう 1 つ、22 ページに対米、対 EUHACCP の施設数がありますけれども、これは対 EUHACCP と対米 HACCP という意味でしょうか。これは別にすべてが輸出しているわけではないですね。これはちょっと誤解を与えるのではないかと思います。輸出をしているというふうにとられかねないかなと思っています。認定の基準の違いだと思うのです。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。私からまた発言させていただきますけれども、動向編の6ページの魚介類の生産消費構造の図なのですけれども、以前は食品の加工部門にこれだけ行って、鮮魚でこれだけ流通するというような書き方になっていなかったかなと思ったのですけれども、今回はそうっていない。鮮魚と加工向けとが別々に書かれていたように記憶しているのです。

それから、23 ページの水産資源も、水産基本計画のところ、前回、フル活用という話が話題になったといいますか、その言い方をめぐっていろいろ議論があったのですけれども、この表を見て、どこまで行くとフル活用なのか。つまり、ここで目指しているのは中位を目指しているのか、これをフル活用と言うのかどうかということです。どちらも恐らく英訳されると思うのですけれども、例えば、FAO とかですと、fully exploited という表現があって、大体それがフル活用という感じかなと思うのですけれども、あの言葉は余りよくないのですね。exploit というのは搾取するとかいう意味にも取られて、私の感じでは余りよくないのですけれども、英訳したときの言葉の対応関係とも含めて、どういうふうに考えたらいいかということに疑問に思っております。

お願いします。

○企画課長 事務局から、お答えできる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

1つは、6ページの魚介類の生産構造でございますけれども、これは一応、従来のものをリバイスしたという形になっております。それぞれの仕向け別のものは22ページにございまして、これは水産加工業のところに書いてございますけれども、大体39%が生鮮冷凍で、加工が61%。この割合を6ページの生産構造のところに使っているということにございまして、この図自体は毎年つくって対比ができるような形で保っているものでございます。

それから、資源管理の23ページにつきましては、先ほどございましたとおり「平成23年における」というのは不正確な表現でございまして、正確なものにさせていただきたいと思っております。

それから、消費の動向の分析のところ、家計調査と栄養の調査がございました。これは御指摘のとおり、家計調査の年報と、1年に1回、人々が摂取したものを取っている国民栄養調査とは微妙にずれておりますし、大変ずれているところもございまして。それを承知した上で、出典を明らかにした上でデータをつくらせていただいております。国民栄養

調査と家計調査、家計調査の中でも1つ困るのは、外食はなかなか出てこない。お父さんがお小遣いで食べているものは家計からは食費として実は出ていないという、家計調査そもその非常に大きな難点がございますけれども、消費の動向を分析するときには、大きく言いますとこの2つのデータしか公的なものは存在をしないということでございまして、注をつけながら適切な分析をさせていただきたいと思っております。

そのほか、西暦と年号の表示につきましては、御指摘をいただきましたとおり、注意深く見直しをして、しかるべく統一をさせていただきたいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

濱田委員、手を挙げられましたか。

○濱田特別委員 11 ページのところ、さっき高橋特別委員からもありましたが、漁業就業者の専兼業別と書いていますけれども、これは漁業就業者ではなくて、個別経営の専兼業別ではないでしょうか。漁業就業者のというのはちょっと、漁業センサスではたしか個別経営体だったような気がします。ちょっと御確認いただきたく思います。

その上で、次は要望なのですが、専兼業別をセンサスで歴年で追えば、最新が2008年なのですが、専業が減っていないです。2種が一番減っていて、その次に1種が減っていて、専業が減っていない。專業的、あるいは中核的な漁業者は実は生き残って、減っていないという傾向が見られるのです。どちらかといえば、細々とやってきた人だとか、高齢者が撤退しているということも言えますし、今の漁業者の就業動向、就業者数も、当然減ってきていますけれども、働き盛りの年齢層が底打ちしているような傾向も出ていて、新規就業者も増えていてというような、統計をそろえて眺めてみれば、実は世間一般で言われているような、漁業が非常に高齢化して漁業者が減って大変だ大変だと言っているような状況とは違って、実は構造的に見れば、強いところだけ生き残ってきているというような傾向が見て取れますので、そういうふうに見るのがいいのかなと思っております。それは要望といたしますか、私のコメントでございませう。

それと、もう一つが、18 ページの「(6) 漁業協同組合をめぐる動向」のところの文章で「漁業協同組合は、漁業者の共同組織」と書いていますけれども、この「共同組織」は「協同組織」ではないかということです。共同販売とかはこちらを使いますが、「共同組織」は普通は「協同組織」と使っていますので、これは間違いではないかと思っております。

以上です。

○山下部会長 皆さん、さすがにマニアックで。普段、データとか使っておられる方はマニアックだなと思いましたけれども、大事なことだと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。資料3-3の水産施策の構成案についてもですし、特集と動向編とのバランスといいますか、そういったつながりとか、そういったことでも結構でございます。どうぞ。

○濱田特別委員 では、もう一つ。食用水産物で自給率60%ですね。22万人に減ったと騒いでいるのですけれども、人口のたった0.14%ぐらいが水産物の自給率60%を支えているのですね。それでも減っているのですけれども、こういう状況はかなり評価しなくてはいけないのかなと思うのです。どう評価するか難しいのですけれども、たった0.14%、20万人が60%を支えている。これについて今まで水産白書でコメントがなかったものですから、何でかなと思うのです。自給率だけの話をすると、増えた、減ったでつまらない話になるのですけれども、こういうふうに言えば、意外と頑張っているのではないかという話だってできるような気がするのです。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。馬場委員。

○馬場委員 私、見落としているのか、ここ最近、ノルウェー、アイスランド、日本の漁業生産と輸出入、貿易の図があったと思うのです。つまり、ノルウェーやアイスランドは生産の50~80%を輸出、日本は10%台だと思うのですけれども、そういうデータがあったり、あるいは主要国別に、何魚種で、生産量の何割を占めるかというのがあって、実は私、これをときどき一般の消費者向けに使わせてもらっていて、これは非常にわかりやすいのです。一般の方に、日本の水産業がどう違うのかということですね。皆さん、ノルウェー型、アイスランド型とおっしゃるのですけれども、日本の構造は違うのだと言うのに非常にわかりやすく、それが白書に出てきているということが信頼感もある。多分、出てくるのだと思うのですけれども、まだ出てきていなかったようなので、もう少し続けて載せてほしいなという個人的な意見です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。何かお答えありますか。よろしゅうございますか。それでは、もし特に御意見がございませんでしたら、水産白書の審議はここまでといたしますが、よろしいですか。事務局には、ただいま出されました意見等

を踏まえまして、白書の作成に向けた作業を進めていただきたいと思います。

以上で本日予定しておりました議事については終了いたしました。この機会に委員の方々から御意見、御質問等ございましたら、承りたいのですが、何かございますでしょうか。須能委員。

○須能特別委員 先ほどの水産基本計画に戻りますけれども、19 ページの「順応的管理手法」というのを私は初めて聞いたのですが、何か違和感といたしますか、この文章を何度か読んだのだけれども、漠としてわからないので、いかななものかなという気がしたので、そういう言葉を使うのであれば、的確な説明を改めてしてもらわないと、先ほどの説明の中に日本の伝統的な管理手法の話を含めて言っているのか、あるいは関連の資源との絡みの、いくつかの魚、植物の連鎖的な絡みで言っているのか、理解が必ずしも統一されないとしますので、ひとつよろしくをお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 私も基本計画の素案に戻らせていただいて、21 ページに減船の関係が記載をされているのですが、前回申し上げましたとおり、休漁係船、それらに取り組んだ後に、やむを得ないという状況の中では減船もあり得ると、こういうことですから、これはこれで結構なのですが、この中の減船を支援するという、「支援」という2文字が入っているのですが、果たして支援という言葉がここで適切なかどうか、これはどういう意味なのか教えていただきたいのです。本来であれば、支援をするというよりも、減船を実施すると、こういうことなのだと私は思うのですが、何か特別な意味合いがあるのかどうか、その辺、もしわかるのなら教えてください。

○山下部会長 ありがとうございます。

安成委員、手を挙げておられました。

○安成特別委員 私も基本計画との絡みなのですからけれども、魚食普及を非常にやるということで、消費者へのアプローチというか、漁業者と消費者との顔の見える関係ということも書いてありましたけれども、特集の方で、被災地に対する日本全国からのいろいろな支援の例がたくさん出てきて、水産業だけではなくて、日本全体が「絆」という言葉で言われたように、助け合いということがすごく言われたと思います。具体的なボランティア活動とか、そういうものが、これからの顔の見える関係というか、生産者と消費者の間は非常に遠かったというようなところを埋めていくような1つの例になるのではないかと思います。

ますので、特集の方に出ている、こういうものを、できれば基本計画の方にも説明を入れていただくといいのではないかと、これは感想でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

武田委員、お願いします。

○武田委員 基本計画についても意見をしてもいいですね。今回は前回まで言っていたことをかなり盛り込んでいただいて、大変感謝していますし、食育や魚食普及についてもたくさん書き込んでいただいて、とてもよかったと思っているのですが、24 ページを見ますと、妊婦の栄養指導や乳幼児、子どもの発育というような保健に関する部分は書いてあるのですが、学校に関しては学校給食に携わる教育関係者とだけなっていて、健康についての教育は給食だけではなくて、保健体育の授業や家庭科、それから、これは魚食なので、日本の水産がどうなるかというのは社会の教育にも及んでくると思いますので、給食にかかわらず広く教育関係者というふうにしていただいた方がうれしいなと思っております。特に学校給食にしてしまうと、東京都の場合は、せっかく栄養教諭という制度ができて、それは使わないとなっています。それから、私立の学校には学校給食もないということですので、ほかのところもということでお願いしたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

木場委員、お願いします。

○木場委員 お時間があるようなので、遅れてきて申し訳ありません。細かいところですが、1 点だけ。特集の 44 ページの上の四角の点線の部分ですが、「放射性物質検査にかかる一連の作業工程について具体的に記述。」というふうに、これは後でここを埋めてくださるという意味で書いていらっしゃると思うのですが、実は、10 日ほど前に郡山に行きまして、福島県がやっている農業総合センターというところで、要は放射性検査をしている現場を見せてもらったのです。1 日 200 検体ぐらいを担当の方が、カッターナイフは柄がついてはいけなくて、歯だけを、手に血がにじむような形で、細かく細かく切って、例えば、私は牛を見たのですけれども、肉がミンチになるまで、カッターだけで血をにじませながらやっているような形で、それを 1 日、いろんな、お米や、野菜や、お魚も勿論ですけれども、200 検体やっている。

この文章の上の方には、結果を速やかに、かつ、わかりやすく提供というのも大事なのですけれども、私たちからすると、プロセスも非常に興味があって、ああ、こういうやり方をしているから、この検査のやり方なら放射線検査の機械に入れてやっても安心ねとい

うプロセス、どうやっているのというところがもうちょっとここに入れていただけるとありがたいなと思います。

お魚については、私が聞いたときには内臓はやっていないと言っていましたし、また、食べ方によって、切り方、刻み方が違うらしくて、例えば、桃などは皮ごと食べる人が余りいないので、桃は皮をむいた状態で実の検査をしています。だけれども、リンゴは皮ごとがぶっといく人がいるので、皮も入れ込んでやりますとか、カニは表皮をしゃぶるといふか、直接殻をなめる人がいるので殻も入れますとか、食べる形態によって、検査といふか、細かくする方法も違うし、検査も違うということは非常に興味深かったもので、結果も大事なのですが、プロセスでどういうふうに検査しているかということもわかると、安心・安全の具体的なイメージが湧いて、少しつながるのかなということを感じましたので、もし入れ込めるようでしたらお願いしたいなという感想を持ちました。

済みません、一言だけ。以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

寺島委員、手を挙げておられましたか。

○寺島委員 32 ページのところ、鯨類資源の持続的利用とありまして、今回、鮎川も被災地になって、あれで日本の国内の捕鯨はだめになったのではないかと考えている人もいるようで、ただ、調査捕鯨は、鮎川の方は北海道の方でやられたと聞いておりましたので、このコラムの中にも、国内の鮎川の被災と、その後の対応みたいなものを一言触れておいた方がいいのではないかと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

今のは、動向編の 32 ページのコラムに対する御意見ということですね。ありがとうございます。

それでは、まだ 15 分ぐらい時間はあるのですけれども、この辺りでよろしゅうございますでしょうか。安部委員。

○安部特別委員 資料3の一般動向編の6ページなのですが、水産物の需給動向の件で、私の関心は国際競争力ということで、水産物の輸入というのは業者には非常に影響があるわけで、一般の人と話して、ちょっと誤解があるのは、水産物も農産物も、いわゆる1次産品の関税率が非常に高いという認識が一般の人はあるのですけれども、水産物につきましては、カツオ、マグロ等、一般的な関税率は3.5%が多くて、平均でも、これは質問で確認したいのですけれども、5%前後ではないかと思うのです。農産物のコメとか

コンニャク玉に比べれば、水産物は実質的にはほとんど自由化品目なのですね。そういうことがあって、国際競争力は維持が必要だと思っているわけです。「我が国の水産物輸入の動向」の中で、関税率を触れていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山下部会長 御意見として承ります。ありがとうございます。

○安部特別委員 後でいいですから、平均関税率何%か教えてください。お願いします。

○漁政部長 今、手元に数字がありませんが、4%台前半だと思います。

○山下部会長 それでは、次回の開催日程などについて、事務局から御連絡をお願いします。

○企画課長 本日は大変長い時間ありがとうございました。今、いろいろいただきました基本計画の案文への反映につきましては、部会長と御相談をさせていただきたいと思っております。

それから、白書につきましては、もう一回、4月に御議論いただきますので、それまでに事務局で、今までいただいた意見、それから、貴重な分析の手法等の御提案もいただきましたので、それを踏まえて記述をさせていただきたいと思っております。

水産基本計画の関係につきましては、3月13日13時からの開催を予定しております水産政策審議会第16回総会におきまして、本日の御議論を踏まえた水産基本計画（案）につきまして答申をいただきたいと考えております。委員の皆様方には、次回の総会は答申ということでございますので、終わりの会にしたいと考えております。今回が最後ということでございまして、昨年8月から皆様方に貴重な御意見を賜りまして、基本計画の素案が本日御議論できましたことにつきまして、改めて感謝、御礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

それから、水産白書につきましては、4月の中旬に企画部会を開催して御審議をいただきたいと考えております。また、各委員の皆様方、それから、特別委員の皆様方にスケジュールをお伺いして調整をし、御連絡を申し上げたいと思っております。

それから、最後に事務局から1点補足をさせていただきます。最初の出欠状況のところ、2名の委員の方が遅れていらっしゃるというお話をいたしました。山下部特別委員が最後までお見えになりませんでした。しかしながら、審議会といたしましては定足数を満たしておりますので、それにつきまして、最後ではございますけれども、御報告をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

今回、お送りしたボリュームが非常に多くて、全部ごらんいただく時間がなかった委員の方もおられるのではないかと思います。白書については、これから4月まで時間がございますので、お時間のあるときに是非、旧版というのですか、次に出てくるのは新版ですけども、もう一度お目通しいただいて、お気づきの点を事務局にお知らせいただければと思います。

それでは、ほかに何もございませんでしたら、これをもちまして本日は閉会といたします。どうもありがとうございました。